

平成31年度 第1回 学長選考会議議事要旨

日 時 平成31年4月22日（月）14時00分～15時00分

場 所 本部棟2階大会議室

出席者 （学外）井田委員，大平委員，潮谷委員，陣内委員，中尾委員
（学内）板橋委員，小坂委員，中村委員，原委員，渡委員，小林委員，
山下委員

欠席者 （学外）戸上委員，山口委員

議事に先立ち，議長から，本会議は規定の出席を満たしているので成立する旨の発言があった。

本会議の開催にあたり，事務局より，国立大学法人佐賀大学学長選考会議委員名簿により，再任された委員（渡孝則委員，山下秀一委員），新たに委員となった委員（小林元太委員）の紹介があった。

引き続き，事務局より，今回，山下委員が学長候補適任者の被推薦者となられているため，「学長候補者の選考に関する了解事項」の第3の第1項第1号において，資格審査に加われないこと及び第3の第2項において，「学長選考会議委員が学長候補適任者の被推薦者となる意志を有する場合は，以後，学長選考会議への出席を自粛するものとする。」となっており，「学長候補者の選考に関する了解事項」により，山下委員については，退室していただくこととなる旨の説明があり，山下委員の退出後に，審議事項3の資料3が配付され，議事が進行された。

議長から，平成30年度第5回の議事要旨（案）について，確認いただき意見等がある場合は1週間以内に総務課まで申し出てほしい旨の発言があった。

【審議事項】

1 学長選考会議のスケジュールについて

事務局より，資料1により，学長選考会議のスケジュールについて，説明があった。

- ・本日（4月22日（月））の本会議において，学長候補適任者の資格審査を行い，4月24日（水）には，資格審査の結果について，推薦代表者に対し通知するとともに，資格審査を通過した者（学長候補適任者）について，その者の氏名等を五十音順にホームページ等により公表すること。
- ・5月20日（月）に所信表明演説会を本庄地区が15時00分から，鍋島地区が17時30分から開催すること。
- ・5月27日（月）に学長候補者の意向調査方法等をホームページ等により公

表すること。

- ・ 6月12日（水）に意向調査を実施し、6月14日（金）に意向調査実施結果報告書が、学長選考会議に報告され、その後は速やかに五十音順にホームページ等により公表すること。
- ・ 6月24日（月）の第2回学長選考会議において、学長候補適任者への面接を実施し、学長候補者を決定し、学長選考会議議長から学長に報告するとともに、6月25日（火）もしくは26日（水）に学長選考会議議長から、次期学長候補者の公表（選考過程、選考結果及び選考理由）すること。事務局の説明後、委員から、以下のとおり意見があった。
- ・ 公表の考え方は、如何なものか。
- ・ 意向調査の結果については、公表するとしているが、票数を公表する必要はないのではないか。
それに対する回答が、以下のとおりあった。
- ・ 通常、一般的に公表とは、学内外に公表することを示すものである。学長選考事案については、国立大学法人法第12条第8項により、学長選考が行われた時において、当該選考の結果を公表しなければならない義務が生じる。また、3月8日の公示において、学内にも学外にも公表するとしているのは、学長候補者決定の時と記している。
審議の結果、
- ・ 学外への公表については、学長候補者決定の時に行うこと
- ・ 意向調査の学内への公表様式については、内容を検討させていただき、次回、本会議において、決定することが確認された。
審議事項1のスケジュールについては、承認された。

2 国立大学法人佐賀大学学長候補適任者の公表について

事務局から、本日の資格審査を経て、学長候補適任者に決定した者を、資料2の様式に記載して、4月24日（水）に学内に公表する旨の説明があり、審議事項2について、承認された。

3 国立大学法人佐賀大学学長候補適任者の資格審査について

事務局から、4月19日に締め切った学長候補適任者について、学長選考規則第5条第1項の規定により推薦された者は、資料3の被推薦者一覧のとおり4名であり、この4名について、学長選考規則第6条第1項に基づき審査を行い、「国立大学法人佐賀大学長に求められる資質・能力、重点的取組」に照らして、学長としての資質等を有しているか否かについて、確認を行っていただきたい旨の説明があった。

その後、4名の被推薦者について、要件を満たしているか否かについて、全委員で審査を行った。結果、各委員から、特段問題等の意見がなかったため、
児玉 浩明(こだま ひろあき)氏、門出 政則(もんで まさのり)氏、
山下 秀一(やました しゅういち)氏、渡邊 啓一(わたなべ けいいち)氏
の4名については、学長候補適任者として決定し、承認された。

4 意向調査実施担当者の選出について

事務局から、学長選考会議において、意向調査を実施するにあたり、「国立大学法人佐賀大学意向調査実施要項」第3の第3項により「学長選考会議は、意向調査を円滑に実施するために、学長選考会議委員以外の職員のうちから学長選考会議議長が指名した者（意向調査実施担当者）に意向調査実施の業務を行わせるとなっている旨の説明があり、学長選考会議議長名で、意向調査実施場所ごとに意向調査実施担当者2名の選出を資料4のとおり依頼し、提出された選出者を取りまとめの上、学長選考会議議長名で指名することとする旨の説明があった。

また、事務局から、令和元年5月20日の週に、意向調査実施担当者に対する意向調査実施に関する説明会の開催、その際に意向調査実施責任者1人及び意向調査副実施責任者2人の選出を行うこととする旨の説明があった。

意向調査の実施等については、

- ・意向調査実施日：令和元年6月12日（水）※9：00～18：00を予定
- ・意向調査実施場所：事務局及び各学部（計7箇所）が定めた場所とすること。
- ・意向調査実施担当者：各実施場所2名とすること。
- ・意向調査票の集計：学長選考会議委員2人（調査票の不備の確認）、意向調査実施責任者1人及び意向調査副実施責任者2人の立ち合いの下、各学部等の意向調査実施担当者及び事務局において、意向調査票の集計を実施すること。

以上、意向調査の実施方法等については、意向調査実施要項に従って行うことを本会議で了承いただき、学長選考会議議長の下、事務局及び意向調査実施担当者において、進めさせていただきたい旨の説明があった。

事務局から、集計時に立ち合いをお願いする教育研究評議会選出の委員（学内委員）2名については、今回、推薦者になっていない方から、後日、依頼したい旨の説明があった。

これらに対して、委員から、

- ・意向調査実施担当者の選出を依頼するにあたって、業務内容等を示した上で、依頼してほしい旨の意見があり、意向調査実施担当者の選出の際には、業務内容等を示すこととした。

以上、審議事項4について、承認された。

5 その他

事務局から、次回、6月24日（月）の本会議において、学長候補適任者と面接を実施し、学長候補適任者から学長候補者を決定すること、5月20日（月）に所信表明演説会があるが、今後、このように参集して審議する会議は、6月24日（月）までないこと、この間、意向調査実施結果報告があるが、その他、委員の皆様にご確認いただく事案等が生じたら、書面会議等にて、依頼する場合もある旨の説明があった。

事務局から、配付した資料3については、5月27日（月）の学長候補者意向調査方法等の公表を行うまでは、オープンとならないので、5月27日（月）までは、委員限りで取扱注意ということでの対応をお願いしたい旨の説明があった。